

議案第55号

土地の取得について

保内総合児童センター（仮称）建設事業及び文化会館駐車場整備事業による用地として、次の土地を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

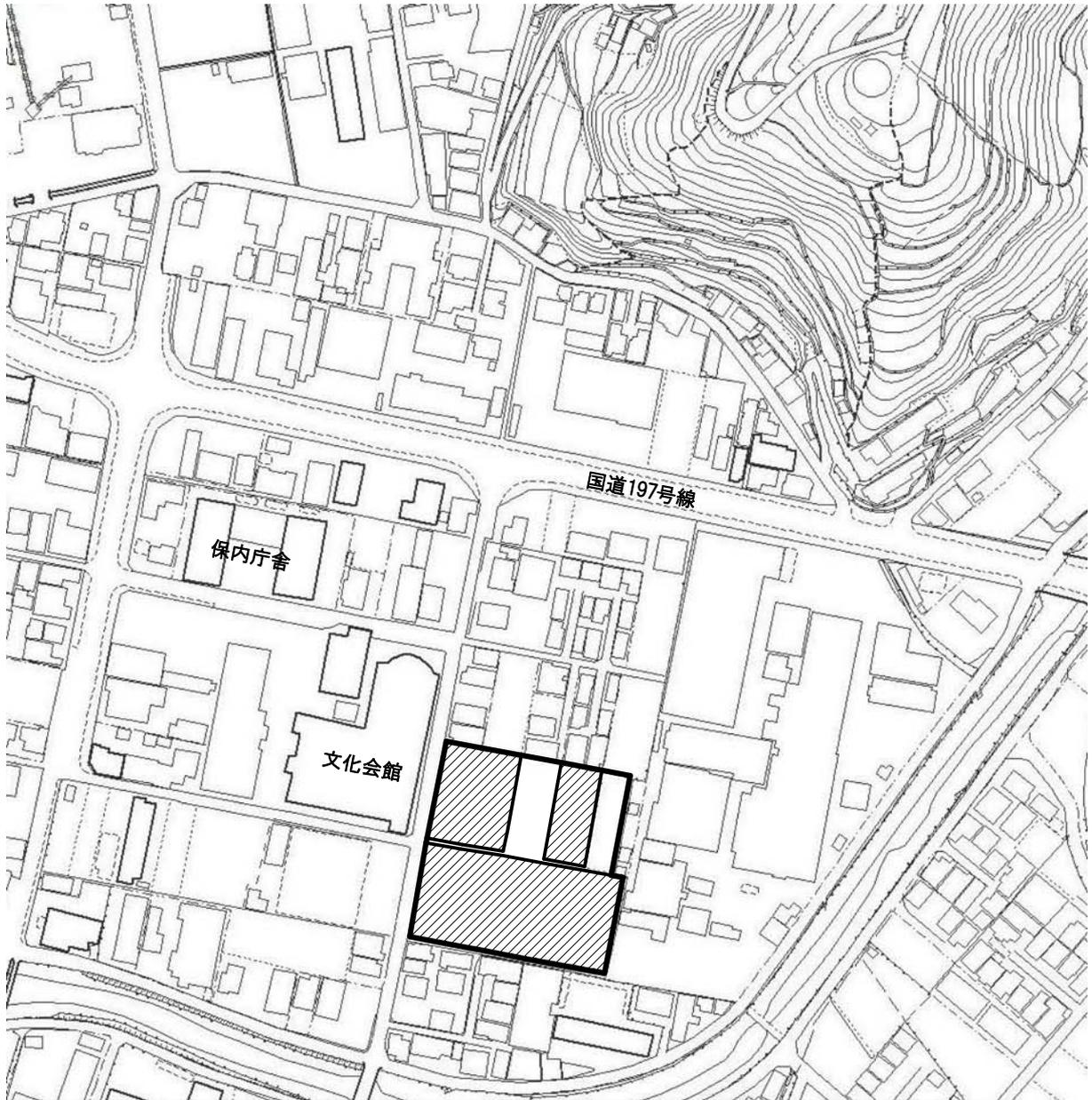
記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------|
| 1 | 場 所 | 八幡浜市保内町宮内1番耕地36番1ほか8筆 |
| 2 | 面 積 | 6, 152.71平方メートル |
| 3 | 取得予定金額 | 金254, 430, 000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八幡浜市保内町須川2536番地2
西南土建株式会社
代表取締役 矢 野 基 |

提案理由

保内総合児童センター（仮称）建設事業及び文化会館駐車場整備事業による用地を取得するため。

【位置図】



保内総合児童センター(仮称)建設事業及び文化会館駐車場整備事業による用地

○用地面積 7,661.62㎡

○取得用地面積 7,499.08㎡

うち、本件取得用地(西南土建株)から取得する斜線部分)

八幡浜市保内町宮内1番耕地36番1ほか8筆 6,152.71㎡

位置図

